

○・七	四十	三十	二十五	二十
四・十	三・十	二・五・五	二・二・五	一・七
三・十	二・五・五	二・二・五	二・二	○・七
二・五・五	二・二・五	二・二	二・二	四・十

第十九条 保形ホースの内張り及び被覆に使用されているゴムは、第七条第一項各号の規定に適合するものでなければならぬ。

2 保形ホースの内張り及び被覆に使用される合成樹脂は、第七条第一項第一号及び第二号並びに第三項第一号、第三号及び第四号の規定に適合するものでなければならない。

（内張り） 第二十条 保形ホースの内張りは、第八条各号の規定に適合するものでなければならない。

（被覆及び塗装） 第二十一条 保形ホースの被覆及び塗装は、しわ等の不均一な部分がないものでなければならない。

2 保形ホースの被覆は、第八条第二号の規定に適合するものでなければならない。

（質量） 第二十二条 保形ホースの長さは、乾燥させた状態で十メートル、十五メートル、二十メートル又は三十メートルとし、表示された長さからその長さの百十パーセントの長さまでのものでなければならない。ただし、船舶の用に供されるものその他特殊な用途に使用されるものについては、この限りでない。

（質量） 第二十三条 保形ホースは、乾燥させた状態でその使用圧及び呼称に応じて次の表に掲げる質量（単位 グラム毎メートル）以下のもとのでなければならない。ただし、ジャケットに被覆のあるものにあっては、使用上支障ないものであれば、この限りでない。

使用圧	呼称	四十	三十二十五	二十
○・七	四百五十	五百	五百	三十二十五
一・六	三百	四百	四百	二十
一・〇	二百五十	三百	三百	二十
一・〇	二百五十	二百六十	二百六十	二十
一・〇	二百十	二百十	二百十	二十

（耐圧試験） 第二十四条 保形ホースは、その状態に応じて次の表に掲げる水圧を五分間加えた場合、破断、糸切れ、噴水、漏水等を生じてはならない。

使用圧	回数
二・〇	八十

○・七	一・六	五十
一・五	二・五	二十
一・五	一・五	十

使用圧	状態	ホースのたたみた状態（単位半径とする円形に曲げられる）
一・六	四・〇	一・六
三・二	三・二	二・〇

（破断試験） 第二十五条 保形ホースは、一・五メートル以上

のホースをまっすぐにした状態で設計破断圧の水圧を加えた場合、破断を生じてはならない。

（伸び） 第二十六条 保形ホースは、まっすぐにした状態で使用圧を加えた場合におけるホースの伸びが、水圧○・一メガパスカルの状態におけるホースの長さを基準として十パーセント以下のものでなければならない。

（よじれ） 第二十七条 保形ホースのよじれは、右方向のものであり、かつ、使用圧を加えた場合におけるホースのよじれが、その使用圧及び呼称に応じて次の表に掲げる角度（単位 度毎メートル）以下でなければならない。

使用圧	呼称	四十	三十	二十五	二十
○・七	百二十	百八十	二百	二百	二百
一・六	百六十	百八十	二百	二百	二百
一・〇	一百二十	一百二十	二百	二百	二百
一・〇	一百五十	一百五十	二百五十	二百五十	二百五十

（ゆがみ） 第二十八条 保形ホースは、使用圧を加えた場合におけるホースのゆがみが、水圧○・一メガパスカルの状態におけるホースを基準として、六百五十ミリメートル以下のものでなければならない。

（耐摩耗性） 第二十九条 保形ホースは、任意の場所において、別表及び別図に定める試験条件により摩擦試験を行った場合、次の表に掲げる使用圧に応じた回数の摩擦により漏水を生じてはならない。

（耐摩耗性） 第二十九条 保形ホースは、任意の場所において、別表及び別図に定める試験条件により摩擦試験を行った場合、次の表に掲げる使用圧に応じた回数の摩擦により漏水を生じてはならない。

（耐摩耗性） 第二十九条 保形ホースは、任意の場所において、別表及び別図に定める試験条件により摩擦試験を行った場合、次の表に掲げる使用圧に応じた回数の摩擦により漏水を生じてはならない。



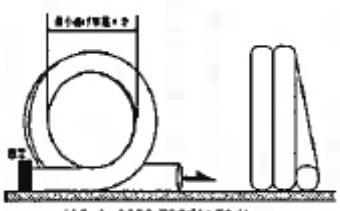
○・七	一・六	五十
一・五	二・五	二十
一・五	一・五	十

（保形性） 第三十条 保形ホースの一端を次の図のように固定して、最小曲げ半径の曲率半径をもつた枕木に沿って九十度曲げ、その先端に二十二ユートンの荷重を加えて三十分間放置した場合、つぶれ（同図に掲げる算式により算出したものをいう。以下同じ。）が十パーセント以下であり、かつ、荷重を取り除いた後のつぶれが五パーセント以下でなければならない。

（保形性） 第三十条 保形ホースの一端を次の図のように固定して、最小曲げ半径の曲率半径をもつた枕木に沿って九十度曲げ、その先端に二十二ユートンの荷重を加えて三十分間放置した場合、つぶれ（同図に掲げる算式により算出したものをいう。以下同じ。）が十パーセント以下であり、かつ、荷重を取り除いた後のつぶれが五パーセント以下でなければならない。

（耐閉塞性） 第三十一条 保形ホースは、次の図のようにホースの一部分を最小曲げ半径を内円の半径とする二重の輪にした状態で、JIS A 5705に適合する滑らかなビニル床タイルの床面上で、一端を固定して他の一端を最大百ニュートンの加重で、かつ、五キロメートル毎時の速度で引っ張った場合、通水を阻害するおそれのある折れ、変形等を生じないものでなければならぬ。

（耐閉塞性） 第三十一条 保形ホースは、次の図のようにホースの一部分を最小曲げ半径を内円の半径とする二重の輪にした状態で、JIS A 5705に適合する滑らかなビニル床タイルの床面上で、一端を固定して他の一端を最大百ニュートンの加重で、かつ、五キロメートル毎時の速度で引っ張った場合、通水を阻害するおそれのある折れ、変形等を生じないものでなければならない。



使用圧	状態	ホースにまつすぐになった状態（単位半径とする円形に曲げた状態）
一・六	四・〇	一・六
三・二	三・二	二・〇
二・〇	二・〇	一・五
一・五	一・五	一・五

（耐低温性） 第三十二条 保形ホースは、最小曲げ半径を半径とする円筒に沿って一回巻き付けた状態で、零下二十五度プラスマイナス二度の温度に二十四時間放置した後、一秒間でまっすぐ伸ばした後に一秒間で当該円筒に沿つて一回巻き付ける操作を十回繰り返し行った場合、第八条第二号及び第三号の規定並びに第二十四条の試験（最小曲げ半径を内円の半径とする円形に保形ホースを曲げた状態で行うものを除く。）に適合す

るるものでなければならない。

第四章 大容量泡放水砲用ホース

(長さ)

第三十三条 大容量泡放水砲用ホースの長さ（単位メートル）は、乾燥させた状態で、表示された長さからその長さの百十パーセントの長さまでのものでなければならない。

(耐圧試験)

第三十四条 大容量泡放水砲用ホースは、まつすぐになった状態で使用圧の二・〇倍（ジャケットの劣化等を防ぐための処置がされているものにあっては、一・五倍）の水圧を五分間加えた場合、破断、糸切れ、噴水、漏水等を生じてはならない。（よじれ）

第三十五条 大容量泡放水砲用ホースのよじれは、右方向のものであり、かつ、使用圧を加えた場合におけるホースのよじれが、使用上支障のない範囲内でなければならぬ。（準用）

(よじれ)

第三十六条 第七条から第九条まで、第十四条及び第十六条の規定は、大容量泡放水砲用ホースについて準用する。この場合において、第七条第三項第二号中「長さ三十七センチメートルの部分」とあるのは、「部分」と、「第十二条の試験（ホースを折り曲げた状態で行うものを除く。）」とあるのは、「第十六条中「使用圧一・三以下」とあるのは、「その他」と読み替えるものとする。

第五章 濡れホース

第三十七条 濡れホースは、次の表のとおり区分する。（区分）

使用圧	呼称
一・三	
九十五	
七十五	
六十五	
五十五	
四十五	
四十二	二十五

(濡れホースの構造)

第三十八条 濡れホースは、濡れを適正に保持できるよう措置されたものでなければならない。（品質）

第三十九条 濡れホースの内張りに使用されるゴムは、第七条第二項の規定及び次の各号に適合するものでなければならない。

一、ゴムの表面にしわ等の不均一な部分がない、かつ、ジャケットに均一に密着したものであること。

二、ホースの長さ三メートルの部分を折り畳ん

だ状態でJIS K六二五九の静的オゾン劣化試験の方法に基づいて、次の表に掲げる試験条件により試験を行った後ににおいて、第四十五条の規定に適合するものであること。

(耐圧試験)

濡れホースは、その使用圧及びホースの状態に応じて次の表に掲げる水圧を五分間に加えた場合、破断、糸切れ等を生じてはならない。

(耐圧試験)

濡れホースは、まつすぐになった状態で槽の中心付近に入れる。

試料を入れてから十五分ごとに測定する。ただし、オゾン濃度自動調節器により濃度調節を行うものは、この限りでない。

JIS K六二五九に示す定電流電解法による。

試料槽の温度は、右表のとおりである。

試験槽の温度は、三十八度から四十二度までである。

試験時間は、三百六十時間である。

試験槽の温度は、二十四時間密閉暗箱内に放置した後、ホースを折り畳んだ状態で槽の中心付近に入れる。

試験槽の温度は、二十八度から四十二度までである。

試験時間は、三百六十時間である。

試験槽の温度は、二十四時間密閉暗箱内に放置した後、ホースを折り畳んだ状態で槽の中心付近に入れる。

判断して、この省令の規定に適合するものと同等以上の性能があると総務大臣が認めた場合は、この省令の規定にかかわらず、総務大臣が定める技術上の規格によることができる。

(施行期日) 附 則 (平成二十六年三月三一日総務省令第二号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日総務省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (第十七条、第二十九条及び第四十六条別表)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 (第十四条)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (第十九条)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (第二十条)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (第二十一条)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (第二十二条)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (第二十三条)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (第二十四条)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (第二十五条)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (第二十六条)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (第二十七条)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (第二十八条)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

四十一三百二十

四十二二百

四十三一百

四十四一百

四十五一百

四十六一百

四十七一百

四十八一百

四十九一百

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

二一ホースの長さ三メートルの部分を折り畳んで、JIS K六二五九の静的オゾン濃度及び試験槽の温度により試験を行った後ににおいて、第四十五条の規定に適合するものであること。

(耐圧試験)

濡れホースは、その使用圧及びホースの状態に応じて次の表に掲げる水圧を五分間に加えた場合、破断、糸切れ等を生じてはならない。

(耐圧試験)

濡れホースは、まつすぐになった状態で槽の中心付近に入れる。

試料を入れてから十五分ごとに測定する。ただし、オゾン濃度自動調節器により濃度調節を行うものは、この限りでない。

JIS K六二五九に示す定電流電解法による。

試料槽の温度は、右表のとおりである。

試験槽の温度は、三十八度から四十二度までである。

試験時間は、三百六十時間である。

試験槽の温度は、二十四時間密閉暗箱内に放

置した後、ホースを折り畳んだ状態で槽の中心付近に入れる。

四十五二百

四十六二百

四十七二百

四十八二百

四十九二百

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

四十六五百

四十七五百

四十八五百

四十九五百

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

四十七五百

四十八五百

四十九五百

五十

別図（第十七条、第二十九条及び第四十六条関係）

